

入会に関する確認事項

1. 会費の納入について

毎年度当初、1年分の会費を自動振り込みにより納入いただきます。
但し、初年度会費は入会金と併せてのお振り込み、2年目から自動振り込みとなります。
※手続き方法は、入会申請後にご案内いたします。

「会費規定第4条」

会費の納入は、毎年度当初、1年分の会費を、指定された銀行の本協会口座に、自動振り込みにより納入する。ただし年度中途入会の場合は、年度末までの月会費を納入する。いずれも振り込み費用は会員の負担とする。尚、新規会員は入会時に入会金および会費を納入するものとする。

2. 退会について

退会の際は、所定の方法で事務局までお知らせください。なお、入会金・年会費の返還はいたしません。

「定款第3章 第10条」

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

「同章 第12条」

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

3. 総会について

正会員の方は、年2回開催される総会にご出席下さい。

「定款第6章 第22条」

総会は、正会員をもって構成する。

「定款第6章29条抜粋」

やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

4. 委員会活動について

所定の方法で事務局へ申請いただきますと、委員会活動に参加することができます。
複数の委員会に所属することができます。

※ 参加申請方法は、入会申請後にご案内いたします。

※ 平成19年11月現在、次の10の委員会活動を行っています。

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① 指導者育成(教育コーチング)委員会 | ⑥ 会員交流委員会 |
| ② 青少年問題委員会 | ⑦ グローバルユース委員会 |
| ③ 国際交流委員会 | ⑧ 広報・渉外委員会 |
| ④ 会員開発委員会 | ⑨ 総務・財務委員会 |
| ⑤ チャリティー企画委員会 | ⑩ 中・長期策定委員会 |